

発表事項

令和8年4月21日 市長会見資料

発表事項	延岡市医療機関新規開業促進事業・医療機関承継支援事業補助金の 新設について
概 要	<p>令和8年4月1日より、「延岡市医療機関新規開業促進事業補助金交付要綱」を改正し、医療機関の新規開業に加え、事業承継を対象とした補助金制度を新設しました。</p> <p>1. 概要 平成29年より、市内で新規開業する医療機関に対して、経費の支援を行い医療体制の強化に努めてきた。 令和8年4月からは、市内にある既存の医療機関の事業承継に対する補助金制度を新設し、市内の医師確保に取り組みながら医療体制の維持・強化に努め、市民が安心して生活できる地域づくりを進めていく。</p> <p>2. 補助金額 ・市内の病院又は診療所を引き継ぐときに500万円の補助金交付。</p> <p>3. 事業承継の定義 ・すでに開設している市内の病院又は診療所を医師である親族が引き継ぐ場合。 ・すでに開設している市内の病院又は診療所を他の医師や医療法人が引き継ぐ場合。</p> <p>4. 対象者の要件 ・延岡市医師会に加入すること。 ・延岡市夜間急病センターでの診療、休日当番医、学校医への就任、市が行う健診等への協力等。</p> <p>※医療機関の承継は、病院又は診療所の休止等から6か月以内に引き継いだ場合に限り、補助対象とする。 また、要綱に基づく補助金交付を受けた医師等は、交付決定から10年間は補助対象外とする。</p>
担当課	延岡市 健康福祉部 地域医療政策課 地域医療対策係 TEL 0982-22-7066